

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特殊な取扱いについて

(実施 2020年4月17日)

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年（2012年）法律第31号）附則第1条の2第1項に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じとします。）の日本国内における流行状況が深刻であることに鑑み、EditNet プリンテック印刷サービスの円滑な提供のために必要となる事項を定めます。

- 1 会社は、サービスの提供においてお客様および会社の従業員の安全を確保することはもちろん、社会における公衆衛生の確保のために必要と認める対策を行うため、随時、サービス内容の変更、一部サービスの引受けの中止などを行うことがあります。
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行を原因として、直接または間接にサービスの提供に支障が生じる事態が発生し、印刷物等を引き渡す予定の日（以下「引渡し予定日」といいます。）に引き渡すことが困難になった場合は、会社は、引渡し予定日を変更することがあります。
- 3 前項の規定により会社が引渡し予定日を変更したことを理由に、お客様が個別契約を解除する場合は、約款第205条の定めるところにより取り扱います。
- 4 第2項に規定する理由により印刷物等の引渡しができなくなった場合（当初の引渡し予定日から概ね2週間を過ぎても引渡しの見込みが立たなくなった場合を含みます。）は、お客様または会社の申出により個別契約を解除することができます。この場合、解除することとなった個別契約にかかる印刷料金は申し受けないこととし、すでに収受している場合は約款第605条に定めるところにより払い戻します。
- 5 第2項に規定する理由により印刷物等の引渡しが遅れ、またはできなくなった場合、会社はその損害を賠償しません。